

WELFARE INFORMATION GIFU

福祉だより ぎふ

令和3年度

福祉施設・事業所職員向け研修がスタートしました!



令和3年度の福祉施設・事業所職員向け研修が6月23日から始まりました。

今年度最初の研修は、天晴れ介護サービス総合教育研究所株式会社代表取締役 榊原宏昌氏を講師に招き、『失敗しない 福祉職員マナー研修～人と関わる最前線での心得～』と題して、社会人としての基本的な接遇マナーをはじめ、福祉や介護サービス提供のための資質向上に至るまで、幅広く講義と演習から学びました。

今年度は、Zoomを併用したハイブリッド型で研修を開催しており、会場とZoomより、多くの受講者が研修に参加されました。

講師はZoomによるリモート指導を行いました。演習の時間では、Zoom受講者にはZoomのチャット機能を利用して意見を募り、リアルタイムで意見交換が行われました。

会場では、今年度からサーマルカメラと足踏み式アルコール消毒を設置し、コロナ対策をより強化して研修を開催しました。



CONTENTS

2021

7

No.704



ともにん



愛と希望

- 令和2年度社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会事業報告書…………… P 2
- 街中住宅地での声掛け見守り 推進委員との関わり【多機関連携】へ
高山市（西地区）民生児童委員協議会…………… P 6
- 災害ボランティアセンター支援に関する協定を締結しました…………… P 7
- 介護サービス情報の公表制度について…………… P 8

令和2年度 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会事業報告書

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、本会においては、市町村社協、社会福祉施設、民生委員・児童委員、その他関係機関・団体との連携をより一層強化し、失業や休業などによる生活に困難を抱える人の自立支援、つながりを維持・創出するための地域福祉活動の推進、コロナ禍における被災者支援活動の体制整備などに取り組んだ。

また、地域共生社会の実現に向け、「相談支援」「参加支援」及び「地域づくり」を一体的に展開する包括的支援体制構築への支援を行うとともに、福祉人材の確保・定着の促進に向け各種事業を実施した。

①生活に困難を抱える人の自立支援

(1)生活困窮者等への相談支援体制の充実

相談支援体制の充実

平成27年4月、生活保護に至る前の生活困窮者に対する支援を図るため、生活困窮者自立支援法が施行された。本会においては、平成27年度より町村圏域における自立相談支援事業を県から受託。以降、平成28年度より家計改善支援事業、平成29年度より学習支援事業及び一時生活支援事業、平成30年度より就労準備支援事業、令和2年度は就労体験等開拓事業を実施し、町村社協や関係機関と連携しながら、ニーズの早期発見並びに対象者の課題把握及び自立生活に向けた一体的な支援に努めている。

る。

新型コロナウイルス感染症の影響により、自立相談支援事業における令和2年度の新規相談件数は、前年度の約3.4倍である。

新規相談件数637件のうち、プラン作成前に支援が終了した件数が414件ある。住居確保給付金事業や総合支援資金貸付事業については自立相談支援機関との連携が必要であり、ケースの大半が、こうした制度等へのつなぎによって支援が終了したものである。

一般就労をプランの目標とした方の約3割(3年間の平均値)が就労を開始している。令和2年度の実績は58人であるが、そのなかには、本会が実施した就労準備支援プログラムに参加した後、就労を開始した方も含まれている。

【相談件数等の実績】

*プラン作成件数は再プラン件数を含む

	平成30年度	2019年度	令和2年度
自立相談支援事業			
新規相談件数	213	186	637
プラン作成前支援終了	55	64	414
プラン作成件数	338	305	462
プラン目標「一般就労」	131	122	211
一般就労開始	56	40	58
終結件数	120	100	100
家計相談支援事業			
新規相談件数	75	124	135
プラン作成件数	130	115	168
就労準備支援事業			
新規相談件数	31	27	25
プラン作成件数	28	51	86

(2)県内全域における相談支援体制強化の推進

相談支援体制強化の推進

相談者が抱える問題は、経済的困窮だけではなく、病気や障がい、住まいの確保、生活習慣の改善、対人関係の構築、家族や地域との関係など様々である。

県内各相談支援機関における相談支援体制の強化を図るため、県内の主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員を対象とした「自立相談支援事業従事者養成研修」を行うとともに、各種会議を通じて困難事例への対応等今後の実践方法について検討した。

(3)生活福祉資金による低所得者等への生活支援

低所得者等への生活支援

国は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として、生活福祉資金特別貸付を令和2年3月25日から実施。開始当初、受付期間を令和2年6月末としていたが、感染拡大や貸付実績を踏まえ、令和3年6月末まで延長となった。

本会では、市町村社協や民生委員・児童委員、生活困窮者自立相談支援機関等との連携を一層強化するとともに、正規職員を随時増員したり、人材派遣会社から必要人員を確保するなど実施体制を充実して貸付業務を行った。

コロナ禍においては、人と人の距離を確保する、長時間の(飲食を伴う)会話を控える、多数の人が参加するイベント等の開催を避けるなど新しい生活様式が求められる、従来のようなコミュニケーションを図ることが難しい状況が続いている。

地域福祉活動の実施状況では、2019年度と比較すると、高齢者サロンなど集合型の活動は減少しているが、助け合い活動など個別支援の活動は増加している。

② つながりを維持・創出するための地域福祉活動の推進

【特例貸付決定状況】

	2019年度		令和2年度	
	決定件数	金額(千円)	決定件数	金額(千円)
緊急小口資金	76	12,980	12,912	2,455,515
総合支援資金			5,897	3,266,611
初回			4,711	2,004,149
延長			(1,637)	720,210
再貸付			1,186	542,252
合計	76	12,980	18,809	5,712,126

※総合支援資金の延長は、初回と同じ債権であるため内数としている。

【地域福祉活動の実施状況】

項目	2019年度	令和2年度
ふれあいサロン		
高齢者サロン(複合型含む)	42社協 (2,910箇所)	40社協 (2,849箇所)
障がい者サロン	12社協 (22箇所)	12社協 (22箇所)
子育てサロン	16社協 (150箇所)	16社協 (142箇所)
配食サービス	30社協	20社協
助け合い活動	25社協 (85団体)	28社協 (105団体)
送迎サービス	15社協	17社協
買い物支援	8社協	8社協
子ども食堂	3社協	3社協
学習支援	13社協	14社協

市町村社協においては、これまでのつながりを維持し、また新たなつながり創出できるよう、電話や手紙による見守り活動、散歩や体操など屋外での活動、ICTを活用した男性料理教室やひとり親家庭の交流会の開催など感染予防を考慮した取り組みが行われている。

本会では、こうした県内の実践事例を収集しHPへ掲載するとともに、社協ソーシャルワーク研究会において活動上の留意事項や具体的な実践方法について検討し、その結果をまとめ市町村社協へ提案した。

令和2年7月豪雨災害は、本県においても大きな被害をもたらした。高山市・下呂市・八百津町・白川町社会福祉協議会においては、被災者ニーズとボランティアとの活動調整が行われた。

コロナ禍においては、感染予防・拡大防止策を講じた被災者支援活動を行う必要があることから、本会では、全社協が示した方針を踏まえ、「新型コロナウイルス禍における市町村社協災害ボランティアセンター設置・運営の考え方(岐阜県版ガイドライン)」を

(1) 令和2年7月豪雨における被災者支援活動

③ コロナ禍における被災者支援活動の体制整備



▲コロナ禍においても「つながり」を維持・創出するため、訪問等の地域福祉活動を推進

定め、被災地社協に赴き、その運営を支援した。

また、「ボランティア情報」(第1〜16号)を発行しボランティア活動の実施状況など伝えるとともに、岐阜県共同募金会による災害支援資金の活用にあたる調整、寄付金・物品の受け入れなどを行った。

(2) コロナ禍における被災者支援活動の体制整備

コロナ禍においては、より一層市町村内での関係機関・団体との連携による被災者支援活動の体制づくりが不可欠である。

本会においては、市町村社協相互支援体制連絡会議を各5圏域で開催し、コロナ禍における災害ボランティアセンターの運営、行政や関係機関・団体との連携、近隣社協による相互支援体制など協議した。

また、避難所における高齢者や障がい者などに対する生活支援や子育て支援、被災者の心のケア、

【市町村社協による活動調整】

	活動期間	ボランティア数
高山市社協	7月12日~8月2日 (17日)	799人
下呂市社協	7月12日~7月22日 (8日)	494人
八百津町社協	7月12日	4人
白川町社協	7月9日~7月11日 (3日)	49人

床板・壁はがしなど専門的な知識や技術をもつNPO等との連携が必要であることから、その調整役としての役割を担う岐阜県災害ボランティアコーディネーターを設置し、平常時における体制整備を進めるとともに、各種研修会を通じて市町村における三者連携（行政、社協、NPO）の体制づくりの支援に努めた。

④ 包括的支援体制構築への支援

(1) 相談支援体制づくりへの支援

8050世帯や介護と育児のダブルケアなど個人や世帯が抱える複合化・複雑化した課題に対応するため、市町村における包括的な相談支援体制の整備が求められている。

本会では、各制度の相談支援機関を総合的にコーディネートし、多職種・他機関のネットワーク化を推進する専門職を養成するため、相談支援コーディネーター養成研修会を実施するとともに、市町村社協常務理事・事務局長会議等において、県外の先駆的な事例から体制づくりや実践方法など学んだ。

(2) 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者など判断能力が不十分な方に対する地域における総

合的な権利擁護支援体制の構築に向けて、成年後見制度利用促進にかかる市町村計画の策定や地域連携ネットワークの構築、中核機関の整備等の施策を総合的・計画的に推進することが求められている。

本会では、6つの基幹的社協に権利擁護推進員を設置し、相談への対応や普及・啓発活動を実施するとともに、行政・福祉関係者を対象に研修会等を実施し、成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置など体制整備を支援した。

(3) 福祉共育の推進

地域共生社会の実現に向け、「他人ごと」である福祉を「我が事」に変えるためには、学齢期からボランティア活動等に積極的に取り組み、要支援者を「排除しない」、「共に生きる」という福祉意識の涵養と理解を深める福祉教育が重要である。

市町村社協においては、児童・生徒に対して、ア・障害・高齢者の疑似体験、イ・施設訪問、ウ・手話・点字講座などを通じ、要支援者を理解し、福祉の心を育むための取り組みを行っている。

こうした「学び」のプログラムを充実し地域で共に生きるという

福祉観を身につけるとともに、子どもが福祉活動に参加する機会を促進させることによって、子どもも大人も共に育ち・支えあえる地域づくり（福祉共育）を展開する必要がある。

本会では、検討会を設置し、福祉共育の考え方や「学び」のためのプログラム内容について検討するとともに、会議やセミナーなどを通じて実践方法など協議した。

⑤ 福祉人材の確保・定着の促進

慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の防止対策や利用者や職員が感染した場合の対応など、福祉・介護の人材不足が深刻化しており、質の高い福祉サービスの提供に不可欠な人材の確保・定着を図ることが極めて重要な課題となっている。

本会では、ハローワークとの連携による就職支援、出張登録相談会の実施、介護の資格届出制度の普及促進、福祉人材情報システムを活用

【求人・求職登録等の状況】

	新規求人数	新規求職者数	採用者数
平成30年度	4,057人	668人	105人
2019年度	4,404人	613人	98人
令和2年度	4,850人	571人	103人

した求人情報や就職を支援する各種情報の提供、福祉の仕事ミニ就職フェアの開催など無料職業紹介事業の充実を図った。

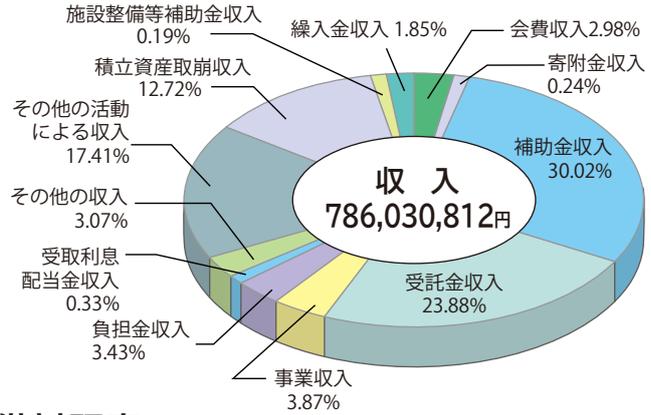
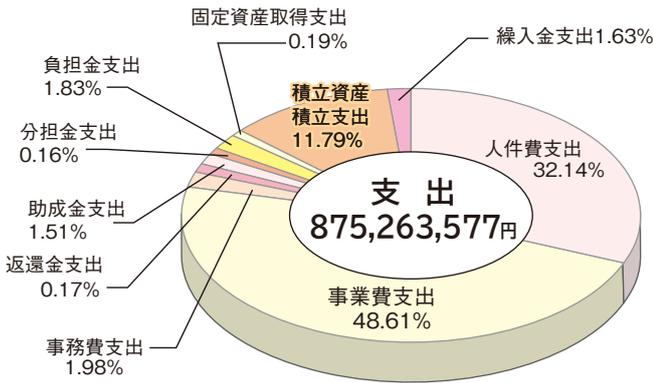
また、定期的な面談の実施、計画的な職員育成、新規入職者への安心づくりなど効果的な取り組みを行っている事業所の実践を記載した事例集を発行するとともに、介護福祉士や保育士等の資格取得や再就職を支援する「返還免除型」貸付事業を通じて、福祉人材の確保・定着の促進に努めた。

さらに、福祉の仕事のイメージアップを図るため、福祉の仕事の魅力を発信する「福祉人材総合ポータルサイト」の運用や、ショッピングモールでの広報・啓発イベント、福祉の仕事親子職場体験オンラインバスツアー、生徒・学生等に対する福祉の仕事訪問説明会などに取り組んだ。



▲福祉人材の定着への取り組みを調査し、事例集を発行

令和2年度 一般会計資金収支決算



総合貸借対照表

一般会計

令和3年3月31日現在 (単位: 円)

資産の部		負債の部	
勘定科目	本年度末	勘定科目	本年度末
流動資産	1,576,723,791	流動負債	56,728,325
現金預金	1,548,518,859	事業未払金	40,789,522
事業未収金	25,011,873	預り金	10,990
立替金	5,550	職員預り金	287,643
会計単位外貸付金	3,187,509	賞与引当金	15,640,170
固定資産	1,644,428,969	固定負債	68,907,943
基本財産	3,000,000	退職給与引当金	68,907,943
その他の固定資産	1,641,428,969	基本金	300,000
		基金	220,125,069
		国庫補助金等特別積立金	2,587,903,141
		その他の積立金	209,702,330
		次期繰越活動収支差額	77,485,952
資産の部合計	3,221,152,760	負債及び純資産の部合計	3,221,152,760

(生活福祉資金・生活福祉資金貸付事務費・要保護世帯向け不動産担保型生活資金・臨時特例つなぎ資金)

令和3年3月31日現在 (単位: 円)

資産の部		負債の部	
勘定科目	本年度末	勘定科目	本年度末
流動資産	6,840,194,225	流動負債	32,969,308
現金預金	6,400,790,086	事業未払金	2,665,706
有価証券	410,042,900	1年以内支払予定長期未払金	2,145,000
事業未収金	2,690,310	預り金	146,144
未収収益	4,249,504	会計単位外借入金	26,379,114
会計単位外貸付金	23,191,605	賞与引当金	1,633,344
徴収不能引当金	△ 770,180	固定負債	88,696,709
固定資産	6,258,175,068	長期未払金	2,148,000
その他の固定資産	6,258,175,068	会計単位外長期借入金	86,548,709
		国庫補助金等特別積立金	12,757,597,605
		その他の積立金	379,850,132
		次期繰越活動収支差額	△ 160,744,461
資産の部合計	13,098,369,293	負債及び純資産の部合計	13,098,369,293

総合財産目録

令和3年3月31日現在 (単位: 円)

1. 資産の部		2. 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	7,949,308,945	事業未払金	43,455,228
有価証券	410,042,900	1年以内支払予定長期未払金	2,145,000
事業未収金	27,702,183	預り金	157,134
未収収益	4,249,504	職員預り金	287,643
立替金	5,550	賞与引当金	17,273,514
徴収不能引当金	△ 770,180		
流動資産合計	8,390,538,902	流動負債合計	63,318,519
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		退職給付引当金	68,907,943
基本財産合計	3,000,000	長期未払金	2,148,000
(2) その他の固定資産		固定負債合計	71,055,943
その他の固定資産合計	7,813,055,328	負債合計	134,374,462
固定資産合計	7,816,055,328	負債合計	134,374,462
資産合計	16,206,594,230	差引純資産	16,072,219,768



高山市の中心部に位置する朝日町、この地域には歓楽街である飲食店の通りが交錯し、多くの観光客も訪れる活気ある街並みです。コロナ禍の影響で今はひっそりしていますが、再び活気づくことを心待ちにしている状態です。飲食店などが多い地域柄により、貸しビルの最上階に高齢世帯として居住されている・店舗の奥に自宅スペースがある・飲食店に勤め家計を支える外国籍の一人親家庭が居るなど、生活課題を抱える世帯が多いところであり、さらには住民の皆さんの中には自治会としての結びつきがない世帯も多くあります。

今回は行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター等様々な機関と連携し地域の課題を解決していく地域ボランティアで、社会福祉協議会が進めている『見守り推進員』との活動を紹介いたします。

大切な『見守り活動』

民生委員・児童委員も、上記の現状に着目し、住民に寄り添う活動を強化するために、自治会や町づくり協議会等の地域機関への情報収集等を実践したことがきっかけで、見守り推進委員との連携は生まれました。

『多機関連携』へ
ステップアップ

定期訪問では、見守り推進委員と共に行動をします。住民の生活様式に合わせた訪問活動を実践し、お互いに知り得た情報を交換しています。ここでは個人情報に配慮された行動(守秘義務)は実践されていますが、長年の地域貢献活動で培われた情報量は地域に根付いたものであり、定期訪問で得た新鮮な情報と掛け合わせ、課題解決

に向かっていきます。

このような連携例は市内でも実践され、自治会を通じて選出された見守り推進員は312名と、民生委員・児童委員227名とタッグを組んで活躍しています。

当然、地域特性があり協働の頻度などは異なりますが、地域の実情に合わせて実践をしつつ地域福祉の推進に力を注いでます。



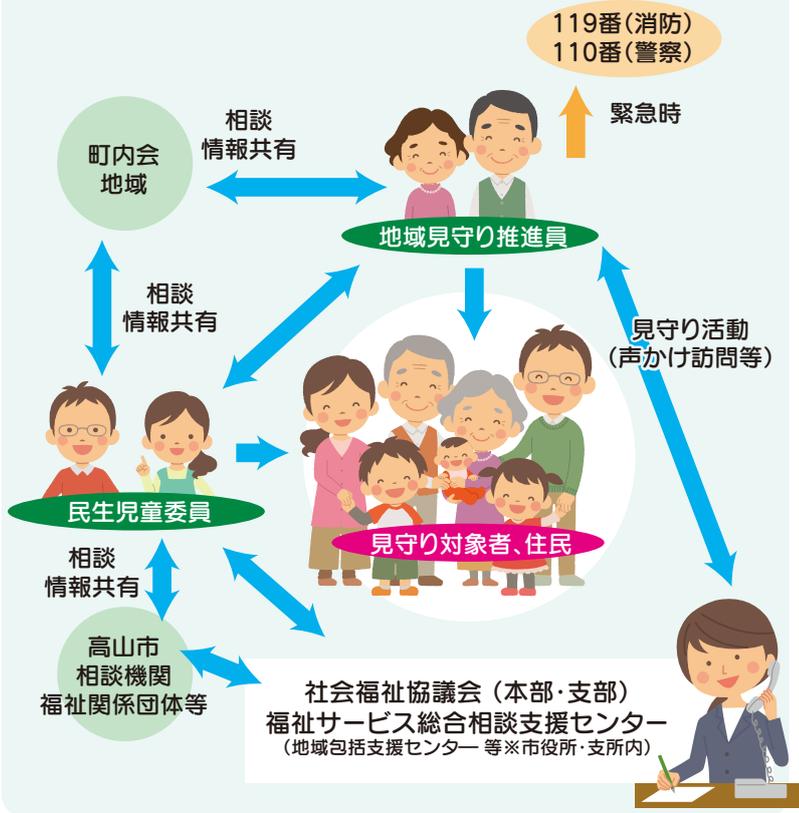
▲両委員による合同会議の様子＝高山市総合福祉センターにて

A 民生委員・児童委員は、地域の高齢者宅を把握し、定期的な訪問活動を実践していますが、この活動に協働しているのが、社会福祉協議会及び自治会に協力いただき設置する地域見守り推進員のNさんです。自治会長や、様々な地域の役員も歴任し地域のために尽力されておられます。また、見守り推進員の運営にも大きく貢献され制度設置以来会長を務めておられます。



▲見守り推進員との街中(朝日町)での訪問活動

両者の連携イメージ図



「思いやり精神」とは

住民のライフスタイルの変容に伴い、自治会などの関係を嫌がる方も中にはいらっしゃると思います。地域とのつながりから一歩引いた生活を好む家庭もあります。様々な課題を拾い上げる中で、見守り推進員と民生委員・児童委員との話し合いも定期的開催し、あらゆる生活上の課題に対し柔軟に対応できるように打ち合わせ等も実施

近隣互助、共助などを推進する地域の雰囲気づくりや普段の見守りの中で、「さりげない見守り」を継続・実践し、住民の皆さんが心豊かに輝いて活動できる地域づくりに向け、私たちは、民生委員・児童委員活動の中で、多機関との連携をより強固なものにし、多面的に支援ができる仕組みを維持するよう、民生児童委員協議会が心がけて行きます。

自然災害発生時における災害ボランティアセンター支援に関する協定を締結しました。

6月10日、ライオンズクラブ国際協会334-B地区と本会の間で災害ボランティアセンター支援に関する協定を締結しました。

今後は、協定に基づき下記の協力をいただくこととなります。

支援の内容

- ①災害ボランティアセンターを経由して活動するボランティア等の移動や活動等に利用する車両（バス、軽トラック等）の提供
- ②災害ボランティアセンター及び災害ボランティアの活動拠点（以下、「ボランティア支援拠点等」という）に必要な設備及び災害ボランティア活動に必要な資機材等の提供
- ③ボランティア支援拠点等で活動するボランティア等が利用する駐車場等の提供
- ④地区ライオンズクラブの会員が有する専門性等を活かした物的・人的支援の提供
- ⑤ボランティア支援拠点等におけるボランティアを対象とした飲食物（炊き出しや飲料等）の提供
- ⑥その他、両者が協議により災害ボランティアセンター及びボランティアの推進に必要なとされた支援の提供



介護サービス情報の公表制度について ~岐阜県指定情報公表センターより~

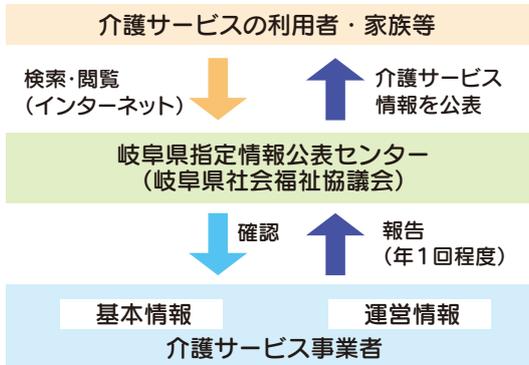
介護保険法第115条の35の規定により、介護サービス事業者には、介護サービス情報の公表が義務付けられています。社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会では、岐阜県から介護保険法第115条の42第1項の規定に基づく「指定情報公表センター」の指定を受け、介護サービス情報の公表を行っています。

介護サービス情報公表制度のしくみ

- 介護サービス事業者は年1回程度、事業所が提供しているサービス内容や経営状況を、知事が策定した計画に基づき、指定情報公表センターへ報告します。
- 介護サービス情報は、「基本情報」（役員体制や利用料金など）、「運営情報」（サービスにおける取り組み状況など）に分かれています。
- 指定情報公表センターは、「基本情報」及び「運営情報」を、介護サービス情報公表システム（インターネット）により公表します。

令和3年度の介護サービス情報公表計画等については、岐阜県社会福祉協議会ホームページに掲載しています。

介護サービス事業者におかれましては、今年度も円滑な介護サービス情報公表の運営にご協力くださいますようお願いいたします。



お問合せ

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 岐阜県指定情報公表センター
TEL(058)201-1561 FAX(058)275-4888

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

ボランティア活動保険

令和3年度

全国200万人
加入!!

保険金額・年間保険料（1名あたり）

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
賠償責任	地震・噴火・津波による死傷		×	○	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	

<基本プランに加入される方へ>
基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。
◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。
※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

商品パンフレットは
コチラ
(ふくしの保険ホームページ)



ボランティア行事用保険

送迎サービス補償

福祉サービス総合補償

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷高医療、賠償責任保険)

(傷害保険)

(傷害保険、賠償責任保険、約定旅行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL:03(3349)5137
受付時間:平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区豊が関3丁目3番2号 新豊が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
受付時間:平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(15J20-12302-2020.12.28作成)

*本誌に対してのご意見、ご要望等ございましたら、下記までお寄せください。

発行所 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 〒500-8385 岐阜県岐阜市下柵良2-2-1
TEL(058)201-1545 FAX(058)275-4858 ホームページアドレス <https://www.winc.or.jp/> 購読料30円は会費に含む 毎月1回・15日発行